

千葉市を美しくする会会則

(名称)

第1条 本会は、千葉市を美しくする会と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民総参加のもとに事業を行い、美しい千葉市をつくることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる運動を推進するものとする。

- (1) 花と緑をいっぱいにする運動
- (2) 住みよい環境をつくるクリーン運動
- (3) 健康づくりを推進する運動
- (4) 本会の活動を広める運動
- (5) まつりを通じてふるさと意識の高揚を図る運動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な運動

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 特別会員 千葉市地区町内自治会連絡協議会長
- (2) 団体会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を主体的に推進する団体
- (3) 自治会員 千葉市地区町内自治会連絡協議会に属する町内自治会
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、賛助会費を納める個人及び団体

(入会)

第5条 特別会員は、その職にある者を充てる。

- 2 団体会員の入会については、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 自治会員は、当該地区町内自治会連絡協議会に属することをもちて本会に入会したものとみなす。
- 4 賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

(会費)

第6条 会費は賛助会費のみとし、一事業年度につき、次のとおりとする。

- (1) 個人 一〇100円(百円募金)
- (2) 団体 一〇1,000円
- 2 自治会員は、所属する会員に対する百円募金の依頼について、協力するものとする。
- 3 納入した賛助会費は、返還しない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 団体会員が退会したとき。
- (2) 団体が消滅したとき。

(3) 賛助会員が会費を納めないとき。

(退会)

第8条 団体会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長とする。

(選任等)

第10条 理事は第18条に定める部会の部会長及び副部会長を充てる。

2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

3 監事は、総会において、特別会員及び団体会員(以下、「活動会員」という。)のうち、理事以外の会員から選任する。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、本会を運営する。

4 監事は、会計を監査し、理事会及び総会において、監査結果を報告する。

(任期)

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(名誉会長及び顧問)

第13条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会長が理事会に諮り委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答える。

(総会)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、活動会員をもって構成する。

3 総会は、次の事項について議決する。

(1) 会則の改正

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 監事の選任

(5) その他本会の運営に関し重要な事項

4 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

5 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき。

(2) 活動会員総数の3分の1以上から書面をもって招集の請求があったとき。

- 6 総会は、会長が招集し、議長は、その総会において、出席者の中から選任する。
- 7 総会は、活動会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 8 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第15条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に附議すべき事項

(2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から書面をもって招集の請求があったとき。

4 理事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

5 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任状)

第16条 やむを得ない理由のため、総会又は理事会に出席できない者は、委任状を提出することができる。

2 前項の規定により委任状を提出する者は、第14条第7項及び第8項、前条第5項及び第6号並びに第22条の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。

(部会)

第17条 本会の事業を円滑に推進するため、本会に次の部会を置く。

(1) 花とみどりの部会

(2) 美しい環境部会

(3) 美しい健康部会

(4) 広報宣伝部会

(5) まつり部会

2 活動会員は、いずれかの部会に所属し、その部会員となる。

(部会長及び副部会長)

第18条 各部会に部会長1人、副部会長2人以内を置く。

2 部会長及び副部会長は、各部会員の互選により選任する。

3 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(事務局)

第19条 本会の事務局を千葉市市民局市民自治推進部市民自治推進課に置く。

2 事務局に事務局長及び書記を置く。

3 事務局長は、千葉市市民局市民自治推進部市民自治推進課長をもって充てる。

4 書記は、千葉市市民局市民自治推進部市民自治推進課に所属する課長以外の職員をもって充てる。

(会計)

第20条 本会の経費は、賛助会費、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第22条 この会則を改正しようとするときは、総会において出席者の4分の3以上の議決を得なければならない。

(補則)

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則(平成18年5月12日改正)

1 この会則は、平成18年5月12日から施行する。

2 千葉市を美しくする会規約(平成7年5月10日施行)は、廃止する。

3 この会則の施行の際、現に本会の会員になっているものは、第5条第1項の規定による入会の申込みをし、理事会の承認を受けたものとみなす。

附 則(平成24年5月11日改正)

この会則は、平成24年5月11日から施行する。

附 則(平成28年5月18日改正)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。